

修学上の合理的配慮の申請手順と提供までの流れ

1

相談

キャンパスアクセシビリティセンターの学生支援担当者や支援委員が、修学上でお困りになっていることをお聞きします。
合理的配慮の申請希望がある場合、手順の説明を行います。



2

合理的配慮の申請（根拠資料の提出含む）

3

「面談」

申請
内容の
確認

キャンパスアクセシビリティセンターの学生支援担当者と支援委員が申請者のニーズを把握し、修学環境を確認した上で、申請者の合理的配慮の申請内容について共に検討しサポートします。



4

合理的
配慮内容
の決定

障がいのある学生の修学上の「合理的配慮検討会議」が開催されます。
会議において、書類に基づき、合理的配慮依頼書の内容が審議、決定されます。



5

合理的
配慮依頼
書の配付

合理的配
慮の提供

会議で合理的配慮依頼書について承認を得られたら、以下の手順で合理的配慮が提供されます。

- ① 申請者は決定された合理的配慮依頼内容についての説明を受けます。
- ② 大学から、合理的配慮依頼書を授業担当教員に配付します。
＊万が一、配付された合理的配慮依頼書に不服・異議がある場合、
申請者は合理的配慮検討会議に申し立てを行うことができます。
- ③ 申請者に応じた合理的配慮が提供されます。



6

継続
面談

合理的配慮の内容が申請者の大学生活において適切かどうかをフォローアップ面談にて確認します。また、合理的配慮内容の変更調整についても、必要に応じて検討をします。

※継続面談は、申請者の状況に応じて頻度を決めます。

